

1 - 1 - 36 建設副産物（抜粋）

6．受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。

- (1) 夢洲基地に搬入指定の建設発生土について、設計図書の定めに基づき処理しなければならない。建設土砂搬入カード等の運用を照合するとともに、毎月一回その運用実績を所定様式により作成し、発生土計量伝票を添付の上、監督員に提出しなければならない。
- (2) 再資源化施設等、最終処分場に搬入する建設発生土及び産業廃棄物を処理する前に、委託契約書（搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書）の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。
- (3) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬入集計表搬出報告書を（第7編 様式 - 101）により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合はその一覧表を添付の上、監督員に提出しなければならない。
- (4) 監督員が確認後に返還した（1）に規定する発生土計量伝票及び（3）に規定する紙マニフェストの写しは、整理保管のうえ、工事検査時、現場確認検査時及び中間技術検査時、または監督員の指示がある場合に提出しなければならない。